

日本学生支援機構奨学金早わかりガイド（学部生対象）

2021年3月更新

神戸大学 学務部 学生支援課 奨学支援グループ

このガイドは、学部生（正規生）のみ対象です。大学院生、非正規生については、受給できる奨学金の種類が異なりますので、留意してください。

また、このガイドに記載の内容は、2021年3月現在の情報であり、今後、各種制度・時期等の改定が行われる場合があります。

日本学生支援機構（JASSO）奨学金とは：

経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の支援を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう、「給付」又は「貸与」する制度です。

※ JASSO 給付奨学金（以下「給付奨学金」）を申請し、採用された場合は、授業料減免（春採用の新入生にあっては、入学料・授業料減免）の対象となります。

この制度を、「高等教育の修学支援新制度」（以下「新制度」）と呼びます。

1. 「高等教育の修学支援新制度」（「新制度」）について

2020年4月から始まった、給付奨学金と、授業料減免（春採用の新入生にあっては、入学料及び授業料減免）を同時に受けられる制度です。

本制度の採用には条件があり、希望者は、まずは給付奨学金に申し込み、採用されれば、授業料減免（又は入学料及び授業料減免）の対象になります。

給付奨学金を希望せず、授業料免除のみを希望する場合も、いったん新制度に申請する必要があります。（詳細は、下記7参照）

一定の要件を満たした2019年度以前入学の学生を対象に実施している本学独自の神戸大学授業料免除制度（旧制度）に申請する場合も、原則として、新制度に同時に申請する必要があります。

例外として、下記の者は、新制度に同時に申請する必要はありません。

- 1) 新制度の申請資格（下記2参照）の対象外である者
- 2) 新制度によるシミュレーション（下記4参照）の結果、新制度の対象外であることが明らかである者

2. JASSO 奨学金概要（「給付」と「貸与」の比較）

下記はあくまでも概要の説明ですので、詳細については、必ず奨学金案内でご確認ください。

	給付奨学金	貸与奨学金
概要	卒業後に返還の必要がない奨学金（原則）。併せて、授業料減免（春採用の新入生は、入学料及び授業料減免）の対象となる。	卒業後に返還の必要がある奨学金。
給付・貸与額	家計の困窮度に応じて、第1～第3区分に分かれる。 【自宅通学】 第1区分：月額 29,200 円 第2区分：月額 19,500 円 第3区分：月額 9,800 円 【自宅外通学】 第1区分：月額 66,700 円 第2区分：月額 44,500 円 第3区分：月額 22,300 円 併せて、授業料減免の対象となる。 第1区分：全額免除（年額：535,800 円） 第2区分：2/3 免除（年額：357,200 円） 第3区分：1/3 免除（年額：178,600 円） ※ 入学料減免額（春採用の新入生のみ） 第1区分：全額免除（282,000 円） 第2区分：2/3 免除（188,000 円） 第3区分：1/3 免除（94,000 円）	第一種（無利子奨学金） 【自宅通学】 20,000 円、30,000 円、45,000 円（最高月額）から選択 【自宅外通学】 20,000 円、30,000 円、40,000 円、51,000 円（最高月額）から選択 ※ 第一種奨学金の最高月額の貸与については、一定の要件あり 第二種（有利子奨学金） 2 万円～12 万円の間で1 万円刻みで選択
申請資格	経済的理由により就学に困難があると認められる者であって、下記の全てに該当する者 （1）下記のいずれかに該当する者 ・高校卒業後、2 浪以内で入学 ・大学に編入学した者は、編入学前の学校に高校卒業後、2 浪以内で入学 ・高等学校卒業程度認定試験合格者については、20 歳になる年度までに合格し、かつ合格後2 年以内に入学 ※ 学士取得後に、学士入学、学士編入学をした者は対象外 （2）申請時において、修業年限を超えていない者（休学期間は除く）	経済的理由により就学に困難があると認められる者であって、申請時において、修業年限を超えていない者

	(3) 修業年限（休学期間は除く）で卒業できる見込みがある者 ※留年している者、修業年限で卒業できないことが確定している者は申請できません。（ただし、留年の理由が休学の場合は、この限りではありません。）	
国籍要件	日本人、法定特別永住者、永住者、定住者等（留学生等は申請不可）	
収入基準 （目安）	<u>下記はあくまでも目安ですので、詳しくは、日本学生支援機構進学資金シミュレーター（後述）でご確認ください。</u> 【給与所得者】 ＜事例 1＞共働き 4 人家族 親①：409 万円以下 親②：155 万円以下 ＜事例 2＞母子家庭 2 人家族 母親：402 万円以下 ※ 給与所得者以外（自営等）の場合は、収入基準が異なる。	<u>下記はあくまでも目安ですので、詳しくは、日本学生支援機構進学資金シミュレーター（後述）でご確認ください。</u> 【給与所得者】 ＜事例 1＞4 人家族・自宅通学 第一種：世帯年収 742 万円以下 第二種：世帯年収 1096 万円以下 ＜事例 2＞4 人家族・自宅外通学 第一種：世帯年収 800 万円以下 第二種：世帯年収 1143 万円以下 ※ 給与所得者以外（自営等）の場合は、収入基準が異なる。
資産基準	生計維持者（父母等）が 2 人の場合、本人と生計維持者の資産額の合計が 2000 万円未満。 生計維持者が 1 人の場合、本人と生計維持者の資産額の合計が 1250 万円未満。 「資産」の定義： 現金、預貯金、有価証券等。 所有不動産は対象外。	特になし
学力要件 （右記は原則。特例要件あり）	【新入生】 下記のいずれかに該当する者 (1) 高校時の評定平均 3.5 以上 (2) 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修の意欲があると「学修計画書」により確認できること 【2 年生以上】 下記のいずれかに該当する者 (1) 前年までの累計 GPA が同学部・同学年の上位 1/2 以上	【新入生】 第一種：高校時の評定平均 3.5 以上 第二種：なし 【2 年生以上】 第一種：前年までの累計 GPA が同学部・同学年の上位 1/3 以上 かつ、標準取得単位数以上を取得 第二種：標準取得単位数以上を取得

	(2) 標準取得単位数以上を取得しており、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修の意欲があると「学修計画書」により確認できること	
保証制度		機関保証：保証期間（協会）に依頼し、連帯保証を受ける制度。毎月の受給額から保証料（受給額の2～5％程度）が天引きされる。 人的保証：連帯保証人及び保証人を自ら選任し、奨学金の返還について連帯保証、保証を引き受けてもらう制度。 保証料はかからない。

3. 日本学生支援機構奨学金の募集方法・募集時期について

(1) 予約採用

出身高校において、JASSO 奨学金の「大学等奨学生採用候補者決定通知」を受けている方（予約採用候補者）は、入学後所定の手続きを行うことにより、正式に JASSO 奨学生として採用されます。このうち、給付奨学金の「大学等奨学生採用候補者決定通知」を受けている方（予約採用候補者）は、新制度の対象であり、給付奨学金の受給対象者であると同時に、入学料・授業料減免の措置を受けることができます。

(2) 在学採用

出身高校において予約採用を受けていない場合も、入学後に、JASSO 奨学金の申請をすることができます。これを「在学採用」と言います。

2 年生以上の学生も、申請可能です。

在学採用では、給付奨学金、貸与奨学金、又はその両方を申請することができます。

在学採用により給付奨学金に採用され、新制度の対象となった場合は、4 月（又は 10 月）に遡って、授業料減免（春採用の新入生にあっては、入学料・授業料減免）の対象となります。

なお、在学採用（給付奨学金）を申請予定の方については、申請書類の 1 つに「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」が含まれています。新制度の申請希望者のうち、予約採用を受けていない方については、在学採用の受付期間までは、授業料減免申請のみを単独で行う必要はありません。

在学採用のタイムスケジュール

	春採用	秋採用（※1）
募集要項配布期間	4 月上旬～4 月中旬頃	9 月中旬～9 月下旬頃
申請期間	4 月中旬～4 月下旬頃	9 月下旬～10 月上旬頃
初回振込日	7 月 11 日頃（※2）	12 月 11 日頃（※3）
採否結果通知	7 月下旬～8 月上旬頃	12 月下旬～1 月上旬頃

※1 秋採用について、年度によっては第一種のみ募集がない場合があります。

※2 在学採用（春採用）で採用された場合は、給付、第一種奨学金については、7月に4月～7月の4ヶ月分の奨学金がまとめて振り込まれます。（予定）

第二種奨学金については、申請時に自ら選択した貸与始期（4月～9月から選択）以降の奨学金がまとめて振り込まれます。

※3 在学採用（秋採用）で採用された場合は、給付、第一種奨学金については、12月に10月～12月の3ヶ月分の奨学金がまとめて振り込まれます。（予定）

第二種奨学金については、申請時に自ら選択した貸与始期（10月～翌年3月から選択）以降の奨学金がまとめて振り込まれます。

（3）家計急変採用（給付のみ）

在学中に次のいずれかの事由が発生し、家計が急変した者については、在学採用とは別に「家計急変採用」として、給付奨学金に申請することができます。

【家計急変事由】

A：生計維持者（原則父母）の一方（又は両方）が 死亡

B：生計維持者の一方（又は両方）が 事故又は病気 により、半年以上、就労が困難

C：生計維持者の一方（又は両方）が 失職 （非自発的失業に限る。）

D1： 震災、火災、風水害等に被災 し、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

D2： コロナ禍 により、生計維持者の一方（又は両方）が失職・収入減少（D2については当面の措置）

家計急変採用のタイムスケジュール

募集要項配布期間	随時
申請期間	① 随時（事由発生日から3か月以内） ② 新入生（2021年度以降入学者）のうち、事由発生時期が入学の前年1月以降の者については、5月上旬頃に申請期間を設けます。
初回振込日	① 随時（おおよそ申請の3ヶ月後の11日前後）※4 ② 8月10日頃 ※5
採否結果通知	① 初回振込のあった月の下旬～翌月上旬頃 ② 8月下旬～9月上旬頃

※4 家計急変事由発生後の4ヶ月目～振込月分の奨学金がまとめて振り込まれます。（予定）

（ただし、2021年3月現在、当面の措置として、申請のあった月～振込月分の奨学金がまとめて振り込まれます）

※5 4月～8月分の奨学金がまとめて振り込まれます。（予定）

（4）緊急・応急採用（貸与のみ）

在学中に次のいずれかの事由が発生し、家計が急変した者については、在学採用とは別に「緊急・応急採用」として、貸与奨学金（第一種・第二種奨学金）に申請することができます。既にいずれか一方を受給中

の方も、もう一方を申請可能です。

【家計急変事由】

事由1：生計維持者の一方（又は両方）が 失職（非自発的失業であるかを問わない）、破産、事故、病気、死亡等による大幅な減収

事由2：震災、風水害、火災その他の災害等による費用の増加

事由3：コロナ禍により、生計維持者の一方（又は両方）が失職・収入減少

緊急・応急採用のタイムスケジュール

	緊急採用（第一種）	応急採用（第二種）
募集要項配布期間	随時	
申請期間	家計急変事由発生から 12 ヶ月以内	
初回振込日	随時（おおよそ申請の2ヶ月後の11日前後）※6	随時（おおよそ申請の2ヶ月後の11日前後）※7
採否結果通知	初回振込のあった月の下旬～翌月上旬頃	

※6 貸与始期～初回振込月分の奨学金がまとめて振り込まれます。（予定）

貸与始期は、家計急変が生じた月以降で希望する月から選択。

ただし、入学前の月まで遡ることはできません。

※7 貸与始期～初回振込月分の奨学金がまとめて振り込まれます。（予定）

貸与始期は、申請年度の4月以降で希望する月から選択。

（家計急変が生じた月が申請年度の前月（3月）以前の場合は、家計急変が生じた月まで遡ることができます）

ただし、入学前の月まで遡ることはできません。

4. 進学資金シミュレーターについて

給付・貸与奨学金及び入学料・授業料減免を受けることができる収入の目安は、JASSOのHPの「進学資金シミュレーター」で確認できます。詳しくは、下記QRコードから該当HPをご覧ください。

もしくは、「日本学生支援機構 進学資金シミュレーター」でネット検索してください。

シミュレーターの入力にあたっては、下記の金額を入力してください。

【給付奨学金】

◇在学採用（春採用）・・・申請の前々年の年収（税込）

◇在学採用（秋採用）・・・申請の前年の年収（税込）

◇家計急変採用・・・家計急変後の年収（税込）

※ 「家計急変後の年収」とは、家計が急変した月の月収を12倍した額（賞与が支給されている場合はその額を加算）を指します。

家計が急変したその年の1月～12月の年収見込額ではありません。

【貸与奨学金】

◇在学採用（春採用）・・・原則、申請の前々年の年収（税込）

ただし、申請の前々年 1 月以降に退職・再就職をしている場合は、年収見込額

◇在学採用（秋採用）・・・原則、申請の前年の年収（税込）

ただし、申請の前年 1 月以降に退職・再就職をしている場合は、年収見込額

◇緊急・応急採用・・・家計急変後の年収（税込）

※ 「家計急変後の年収」とは、家計が急変した月の月収を 1.2 倍した額（賞与が支給されている場合はその額を考慮）を指します。

家計が急変したその年の 1 月～12 月の年収見込額ではありません。

進学資金シミュレーター（JASSO ホームページ）



5. 在学採用（春採用）により新制度（給付奨学金）を申請する方の入学料、授業料の扱いについて

	入学手続き時に、入学料減免の申請書を提出した方【新入生のみ】	既に入学料を納付した方【新入生、在学生】
入学料の扱い	（Ⅰ） <u>7 月の採用決定後</u> に、入学料の減免額が決定します。採用者のうち第 2・第 3 区分の方については入学料の一部の額を、不採用者については全額を、納付する必要があります。納付手続きについては 7～8 月頃に、該当者に個別に通知します。	（Ⅲ） <u>7 月の採用決定後</u> に、入学料の減免額が決定します。採用者については、全額（第 1 区分）又は一部の額（第 2・第 3 区分）を大学から返金します。返金手続きについては 7 月～8 月頃に、該当者に個別に通知します。不採用者については、返金しません。
授業料の扱い	（Ⅱ） 在学採用の採否結果が出るまでは、授業料納付（口座からの引落とし）は停止されます。7 月の採用決定後に、採用者のうち第 2・第 3 区分の方については前期授業料の一部の額を、不採用者については全額を納付する必要があります。納付手続きについては 8 月頃に、該当者に個別に通知します。	（Ⅳ） <u>新入生のうち、前期日程、志入試、特別入試により合格した方、及び 2 年生以上の学生</u> は、原則として、授業料の初回引落日（4 月 27 日、土日の場合は翌営業日）に前期授業料が一旦全額引落しされます。この場合は、7 月の採用決定後に、全額（第 1 区分）又は一部の額（第 2・第 3 区分）を大学から返金します。返金手続きについては 8 月～9 月頃に、該当者に個別に通知します。不採用者については、返金し

		ません。 可能であれば、引落日の前日までに、授業料振替口座の額を前期授業料の額（267,900 円）未満にしておいていただければ、引落日には引落しされません。この場合、以降の手続きは、左記（Ⅱ）に準じます。 <u>新入生のうち、後期日程、編入学試験、及び追加合格により合格した方は</u>、前期分のみ授業料引落しは行われず、4 月中旬頃に、授業料納付書（振込用紙）が個別に送付されます。 授業料納付書が届いても、在学採用の採否結果が出るまでは、納付をしないでください。この場合も、以降の手続きは、左記（Ⅱ）に準じます。
--	--	---

※ 秋採用の学生についても、時期は異なりますが、（Ⅳ）前半部分とほぼ同様の措置が行われます。
ただし、1 年生が秋採用で採用されても、入学料減免の措置はありません。

6. 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額（併給調整）について

第一種奨学金を受けている人が給付奨学金に申請し採用された場合や、給付奨学金と第一種奨学金を同時に申請し採用された人は、給付奨学金受給中は、下表のとおり第一種奨学金の貸与月額が減額（又は増額）されます。（元の貸与月額は問わず、下記の受給額になります）

当該期間中は、第一種奨学金の振込が自動的に停止しますが、在学中に生計維持者（父母等）の収入が上がるなど給付奨学金の受給が停止した場合は、第一種奨学金の振込が復活します。

なお、給付奨学金と第二種奨学金を同時に受給する場合は、第二種奨学金の貸与月額の併給調整はありません。

【給付奨学金、第一種奨学金の併給による第一種奨学金の貸与月額】

給付奨学金の区分	自宅通学	自宅外通学
第1区分	0 円	0 円
第2区分	0 円	0 円
第3区分	20,300 円	13,800 円

給付奨学金と第一種奨学金の同時受給を予定、又は申請を検討している方は、上記の併給調整を勘案のうえ、必要があれば、第二種奨学金の追加申請又は同時申請も検討してください。

7. 給付奨学金のみの支給停止（本人都合）について

新制度対象者（採用予定者を含む）のうち、本人都合により給付奨学金のみ支給を停止したい場合は、奨学支援グループに相談してください。

本人都合により給付奨学金の支給を停止するケースは、例えば、民間奨学財団の奨学生又は採用決定者で、当該財団が給付奨学金との併給は認めないが授業料免除との併用は認めるケースなどがあります。

この場合は、まずは給付奨学金に申請し、授業料免除の資格を得たうえで、給付奨学金の支給停止手続きを行ってください。